

県からのお知らせ＜事業者の皆さまへ＞ ～新型インフルエンザ県の対応方針について～

平成21年7月13日
高知県新型インフルエンザ危機管理本部長
高知県知事 尾崎 正直

県においては、5月27日付けで県の対応方針（県内発生時の対応方針）を定めて、取り組みを続けてまいりましたが、今後、秋冬以降の患者の急増や重症化する方への適切な対応を行っていくために、7月10日、本部会議を開催し「**新型インフルエンザに係る対応方針**」を定めましたので、**お知らせいたします。**

県では、患者が急激に増加した場合においても、迅速に抑制・緩和の対策を講じ、社会活動の停滞や医療供給への影響を低減させ、基礎疾患を有する方などを重症化させないように、市町村、関係機関と連携し、県の総力を挙げて県民の生命と健康を守ることに全力で取り組みます。

事業者の皆さまにおかれましても、秋冬以降に懸念されております急激な感染の拡大に備え、下記について準備していただきますようお願いいたします。

記

<<県の対応方針から抜粋>>

1. 事業（業務）自粛の要請は行いませんが、必要に応じて事業（業務）運営における感染機会を減らすための工夫の検討
2. 従業員（職員）の子ども等が通う保育施設等が臨時休業になった場合における当該従業員（職員）の勤務についての配慮

※事業者にご講じていただく措置については、それぞれの実情に応じて柔軟な対応をお願いします